

基監発第0218001号

平成16年2月18日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

労働基準法第32条違反事件に係る司法処理等の具体的な取扱いについて

労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「法」という。）第32条違反事件の司法処理上の取扱いについては、平成16年2月18日付け基発第0218001号により指示されたところであるが、その具体的な取扱い等については下記のとおりとするので、その適切な実施に遺憾なきを期されたい。

#### 記

#### 1 司法処理上の具体的な取扱いについて

例えば、法定の除外事由がないにもかかわらず、

ア 1日8時間を超える労働を行わせることなく、1週40時間を超えて労働させた場合には、法第32条第1項の構成要件に照らし、違法となる労働時間を評価して同条項により送致すること。

イ 1週40時間を超える労働を行わせることなく、1日8時間を超えて労働させた場合には、法第32条第2項の構成要件に照らし、違法となる労働時間を評価して同条項により送致すること。

ウ 1日8時間を超えて労働させ、かつ、当該8時間超えの労働を含め1週40時間を超えて労働させた場合には、法第32条第1項又は第2項の構成要件ごとに、総労働時間についてそれぞれに違法となる労働時間を評価して両条項により送致すること。

#### 2 是正勧告書の記載等について

法第32条第1項違反及び第2項違反に係る是正勧告書の記載については、両条項に違反する事実が認められる場合には、「法条項」欄には、法第32条第1項及び第2項を記載し、「違反事項」欄には、両条項を区別することなく、違反の事実を一括して記載すること。

また、労働基準行政情報システムにおいて監督復命書を作成するに当たっては、従来どおり、法第32条第1項及び第2項を区別して入力すること。

なお、上記取扱いによって、法第36条及び法第37条に係る現行の取扱いを変更するものではないこと。